

平成 20 年 9 月 30 日

経 済 産 業 省

システムインテグレータの登録、特定システムオペレーション企業等の認定について

平成 20 年度のシステムインテグレータの登録、特定システムオペレーション企業等の認定の募集を下記のとおり行います。

1 S I 登録及び S O 認定申請手続（平成 20 年度）

(1)申請時期

平成 20 年 11 月 4 日（火曜日）から 11 月 28 日（金曜日）まで
（平成 20 年 11 月 28 日の消印有効）

(2)申請先

本社所在地を管轄する経済産業局（沖縄は内閣府沖縄総合事務局）

本社所在地が「北海道」の場合

（提出先）北海道経済産業局地域経済部情報政策課

（住 所）〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎

（電 話）011-700-2253

本社所在地が、「青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県」の場合

（提出先）東北経済産業局地域経済部情報・製造産業課

（住 所）〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1 仙台合同庁舎

（電 話）022-215-7236

本社所在地が、「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県」の場合

（提出先）関東経済産業局地域経済部情報政策課

（住 所）〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館

(電 話) 048-600-0282

本社所在地が、「岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県」の場合

(提出先) 中部経済産業局地域経済部情報政策課

(住 所) 〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2 - 5 - 2

(電 話) 052-951-0560

本社所在地が、「福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県」の場合

(提出先) 近畿経済産業局地域経済部情報政策課

(住 所) 〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前 1 - 5 - 4 4

(電 話) 06-6966-6015

本社所在地が、「鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県」の場合

(提出先) 中国経済産業局地域経済部参事官(電子情報産業担当)

(住 所) 〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀 6 - 3 0

(電 話) 082-224-5630

本社所在地が、「徳島県、香川県、愛媛県、高知県」の場合

(提出先) 四国経済産業局地域経済部地域経済課情報政策室

(住 所) 〒760-8512

香川県高松市サンポート 3 - 3 3 高松サンポート合同庁舎

(電 話) 087-811-8513

本社所在地が、「福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県」の場合

(提出先) 九州経済産業局地域経済部情報政策課

(住 所) 〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 - 1 1 - 1

(電 話) 092-482-5440

本社所在地が、「沖縄県」の場合

(提出先) 内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課

(住 所) 〒900-8530 沖縄県那覇市前島 2 - 2 1 - 7

(電 話) 098-866-0067

(3)その他

経済産業省ホームページの下記ページから、概要の確認や申請様式のダウン

ロードを行うことができます。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/si_so/index.htm

2 参考

(1)システムインテグレータ（S I）登録制度の概要について

システムインテグレータ登録制度は、システムインテグレーションサービスを的確に遂行できる経理的基礎、技術的能力、システムインテグレーションサービスの実績を備えている企業を「情報サービス企業台帳」に登録する制度で、登録の有効期間は2年間です。

(2)特定システムオペレーション（S O）企業等認定制度の概要について

特定システムオペレーション企業等認定制度は、特定システムオペレーションサービスを的確に遂行できる安全対策、経理的基礎、技術的能力、特定システムオペレーションサービスの実績を備えている企業等を認定する制度で、認定の有効期間は3年間です。

（本発表資料のお問い合わせ先）

商務情報政策局情報処理振興課

担当者：豊田、長谷川

電 話：03 - 3501 - 1511（内線 3971）

03 - 3501 - 2646（直通）